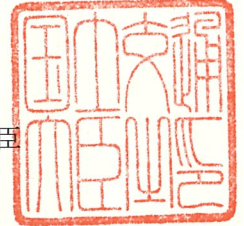




操縦免許証失効再交付講習登録更新証

国海技第277号の8
平成29年10月17日

株式会社船舶職員養成協会北陸信越
代表取締役 中嶋 明博 殿



国土交通大臣

平成29年9月26日付けをもって登録の更新申請のあった操縦免許証失効再交付講習について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第84条の4により準用する第4条の7の規定に基づき操縦免許証失効再交付講習の登録期間を下記のとおり更新したので、通知する。

記

1. 登録年月日	平成23年10月26日
2. 登録番号	操失講第59号
3. 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	株式会社船舶職員養成協会北陸信越 代表取締役 中嶋 明博 新潟県新潟市西区五十嵐一の町 6370-187
4. 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社船舶職員養成協会北陸信越 新潟県新潟市西区五十嵐一の町 6370-187
5. 登録操縦免許証失効再交付講習の種類	小型船舶操縦士失効再交付講習
6. 更新期間	平成29年10月26日から平成32年10月25日まで